

沖縄海区漁業調整委員会指示2第4号

沖縄海区におけるソディカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年9月8日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城明律

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソディカ」とは、ツツイカ目ソディカ科のソディカをいう。
- (2) 「ソディカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソディカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソディカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソディカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、令和2年10月1日から同年11月30日まで及び令和3年6月1日から同年9月30日までの間、ソディカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(操業の承認)

第3 ソディカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、令和2年10月15日までにソディカはえ縄漁業操業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の対象者)

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和元年に委員会の承認を受けた者で、令和元年11月1日から令和2年5月31日までの間において、ソディカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により令和元年11月1日から令和2年5月31日までの間において、ソディカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、令和元年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソディカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

(承認証の交付)

第5 委員会は、第3若しくは第6の規定によりソディカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソディカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認内容の変更)

第6 第3の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソディカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の再交付）

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソディカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（操業を承認しない場合）

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

（ソディカはえ縄漁業の制限）

第9 ソディカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

（ソディカ旗流し漁業の制限）

第10 ソディカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（承認証の漁船への備付け）

第11 承認を受けた者がソディカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第12 承認を受けた者は、ソディカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の承継）

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者（承認を受けた者の親族に限る。）が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

（廃業届の提出）

第14 承認を受けた者がソディカはえ縄漁業を廃止したときは、ソディカはえ縄漁業廃業届（第6号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

（操業実績の報告）

第15 承認を受けた者は、ソディカはえ縄漁業操業報告書（第7号様式）を令和3年8月31日までに、委員会に提出しなければならない。

（制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止）

第16 委員会は、ソディカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

（指示の有効期間）

第17 この指示の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。